

社長荒川敬八本月二十三日自宅ニ於テ從業員側代表ナリ東京
海友同志會長加藤清勝ト會見シ交渉ノ結果最大限ノ讓歩ナリ
トテ別記(一)ノ案ヲ提示シ從業員側ノ考慮ヲ求メタルニ加藤之
一應從業員ノ意向ヲ確ムルコト、シテ會見ヲ了シタルカ加藤
會長ハ同志會本部ニ從業員ヲ招致シ會社側讓歩案ヲ示シ此ノ
際會社側ノ實状ヲモ考慮シ本案ニヨリ承認久ヘキヤ否ヤニ就
テ協議スル處アリタルカ從業員側ハ態度強硬ニテ數額條項員
撤ヲ固執スルモノナリ又給料ノ莫及、退職年當ノ制定ニ関シテ
ハ組合キ委任シタル以上或ル程度迄ハ會長ノ裁量ニ任スルニ
繫船ニ對シテハ不況ニ際シ承認スヘキニアラストテ飽迄ニ反對
意見ナル云々亦藤會長ハ十月十五日ノ夜東京海員同志會本部
岡原松員並幹部並十名ヲ召集シ協議會ヲ開催セタル結果
第一案

- (一) 解雇總對反對
 - (二) 減給七分五厘
 - (三) 解雇年當ノ制定
- 第二案

- (一) 解雇年當三ヶ月分勤續年限一ヶ年ヲ増ス毎ニ三ヶ月分
増給スルコト
- (二) 一更繫船ニヨル三名ノ解雇者ヲ出シタル場合ハ他船員ニ
對シテハ減給セサルコト
- (三) 空罐積立金中ヨリ解雇者ニ對シ一入當り百円ヲ分與ス
ルコト

ノニ案ヲ決定シ翌二十六日加藤清勝及從業員代表二名ハ日本
橋小綱町三丁目荒川田漕店ニ事業主荒川敬ヲ訪問シ第一案ニ
基テ折衝シタルニ事業主側ヨリ